

「京都市地球温暖化対策条例」の概要

平成16年12月24日条例第26号(制定)
令和2年12月18日条例第24号

前文（要約）

気候危機ともいえる時代に突入している中、将来の世代が夢を描ける豊かな京都を作り上げていくため、**2050年までに二酸化炭素排出量正味ゼロ**と生活の質の向上及び持続可能な経済の発展とが同時に達成される脱炭素社会の実現を目指し、あらゆる主体と気候変動に対する危機感を共有し、地球温暖化、そして気候危機に覚悟を持って立ち向かうことを決意し、この条例を制定する。

地球温暖化対策の定義（第2条）

- 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化を図る施策【緩和策】
- 気候変動影響による被害の防止並びに軽減を図るための施策【適応策】**<新規>**

基本理念（第3条）**<新規>**

- 事業活動及び日常生活において、二酸化炭素排出量正味ゼロが達成されるよう社会経済システムの転換を図ること。
- 本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び観光旅行者その他の滞在者が、脱炭素社会を実現することの重要性を認識し、それぞれの責務に基づき、自主的かつ積極的に取り組むこと。
- 地球温暖化対策を通じて、温室効果ガスの排出の抑制等を図るとともに、社会及び経済の課題の解決に貢献すること。

本市の温室効果ガス排出量の削減目標（第4条）**<強化>**

2030(令和12)年度までに、
2013(平成25)年度比で
40%以上削減
※府市共通目標

各主体の責務（第5条～第8条）**<強化(下線部)>**

京都市

- 総合的な地球温暖化対策の策定・実施
- あらゆる主体の参加促進、意見の反映並びに**教育研究機関や国、国内外の自治体との連携**
- あらゆる主体の自主的かつ積極的な取組を促進するための気運の醸成と必要な措置の実施**
- 本市の事務事業における地球温暖化対策の推進

事業者・市民

- 自主的かつ積極的な地球温暖化対策の実施
- 他の者の地球温暖化対策の促進に寄与

エネルギー供給事業者

- 本市への情報提供
- 再生可能エネルギーの利用の拡大に資する取組の実施**

観光旅行者その他の滞在者

- 地球温暖化対策の実施
- 市、事業者、市民などの取組への協力

市民・事業者等の努力義務（第12～31条）

市民

再生可能エネルギー利用設備の設置、再生可能エネルギー電気等の購入（第12条）

省エネの推進（第13条）**観**

エネルギー消費量の少ない役務の提供（第14条）

建築物の省エネの推進、省エネな建築物の選択（第15条）

省エネな建築物の説明（第15条）

環境マネジメントシステムの導入（第16条）

自動車使用を控え、徒歩、公共交通機関、自転車を利用（第17条）**観**

エコ通勤の促進（第17条）

自動車等に係る取組（エコドライブ、カーシェアリングの利用エコカーの購入）（第18条）

電気自動車等の充電設備の設置（第19条）

再配達の削減（第20条）

建築物・敷地の緑化（第21条）

地産地消の促進と京都の食文化を生かした環境と調和のとれた食生活を営む努力（第22条）**観**

ごみの発生抑制及び再使用、徹底した減量化の推進（第23条）**観**

環境技術の開発（第24条）**環境産業の振興**（第25条）

効率的な事業活動の推進（第26条）従業者の環境教育（第27条）

金融機関による環境産業等の支援（第28条）

代替フロン類の管理の適正化（第29条）

環境に良いことをする日を定め、環境に配慮した行動を率先して実行（第30条）**観**

気候変動適応への関心と理解（第31条）

観光旅行者等の滞在者

第13、17、22、23、30条の内容を適用（**観**を記した項目）

義務規定

特化（下線部）

特定排出機器※の販売者（第34条）

- ★ 特定排出機器のエネルギー効率等の表示と説明
※ 照明設備、エアコン、テレビ、冷蔵庫、電気便座

自動車販売事業者（第35条）

- ★ 新車購入者への自動車環境情報の説明
- ☆ エコカー販売実績報告 **<エコカー基準強化>**

特定事業者※（第32、33、36～44条）

- ★ 環境マネジメントシステムの導入
- ☆ 新車購入のうち一定割合のエコカー導入
- ★ 事業者排出量削減計画書・報告書の作成、提出
- ★ 計画書・報告書の総合評価と指導・助言
 - ・ 優良事業者の表彰

※ 2 エネルギー使用量が原油換算1500kWh以上等の温室効果ガス排出量の多い事業者 **<目標削減率等強化>**

準特定事業者※（第45～47条）**<新規>**

- ☆ エネルギー消費量等報告書の作成、提出
- ☆ 指導・助言

※ 1,000m²以上の事業用建築物の所有者

雑則

（第75条～第78条）

報告・資料の提出の要求、立入調査・検査、届出違反等に対する勧告・公表

←強化(下線部)→

事業者

重点施策（第一～三条）

- 率京先都実市行の
- ① 市役所の実行計画の推進
 - ② **再生可能エネルギー電気等の購入**
 - ③ 環境マネジメントシステムの構築及び推進
 - ④ 環境物品の調達
 - ⑤ 公共事業に伴う地球温暖化対策
 - ⑥ 公共施設の再生可能エネルギー利用、地域産木材利用、緑化推進

* 各条番号は令和4年4月以降のもの。